

令和2年度 第4回 特定給食施設栄養管理講習会

新人栄養士研修 1

必要な提出書類を知ろう

令和2年(2020年) 9月

八王子市保健所 生活衛生課 食品衛生担当

 八王子市

給食施設を運営するにあたっては、
保健所に提出が必要な書類があります。
今回はその書類について、どのような場合に必要なのか
質問が多い部分を中心にお伝えします。



はちおうじ食育キャラクター「はっちくん」

重要!

食品衛生法は平成30年(2018年)に改正され、
原則すべての食品事業者は一般的衛生管理に加え
「HACCPに沿った衛生管理」が求められました。

また、現在「営業届出制度」の創設 及び「営業許可制度」の
見直しが行われています。

集団給食施設の取り扱いについて、
現在お届けいただいても再度届出が必要になり、
場合によっては営業許可が必要になる可能性があります。
このことについては、

来年の令和3年(2021年)6月までに施行予定です。

今回の講習内容は、

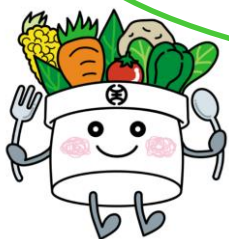
現在(改正食品衛生法が施行される時まで)の内容に
なりますのでご注意ください。

食品衛生法改正にかかわる制度変更については
別途お知らせいたしますので、お待ちください。

Contents

- 1:給食施設を開始するとき
- 2:届出内容が変更したとき
- 3:給食を休止、廃止するとき
- 4:報告の義務

提出する書類は、公的文書になります。
必ず**ボールペン**で記載するようにお願いいたします！
(消えるボールペンや鉛筆で記載したものは受け取れません！)



Contents

- 1: 給食施設を開始するとき
- 2: 届出内容が変更したとき
- 3: 給食を休止、廃止するとき
- 4: 報告の義務

給食施設を開始するときの届出って？

Q、施設は、何の法律に基づき、給食開始届などを保健所に提出し、食事を提供しているのでしょうか。



A, 食品衛生法 及び 健康増進法です。



給食提供を行う場合は、管轄する保健所へ届出又は申請が必要になります。
施設の提供食数及び提供方法に応じて根拠法令が異なり、
場合によっては飲食店営業許可が必要となります。
給食の設置届は2種類あります。

食品衛生 (食品製造業取締条例第5条の6、食品衛生法第52条)

◇給食開始届が必要な場合

提出者: 給食供給者

給食の運営を設置団体が行っていること(直営)、かつ、
1回20食以上又は1日50食以上の食事を提供している施設

◇飲食店営業の許可が必要な場合

提出者: 給食業務受託者

給食の運営を委託している場合
(病院等で患者食のみを提供している場合を除く)

健康増進法 (健康増進法第20条)

◇給食開始届が必要な場合

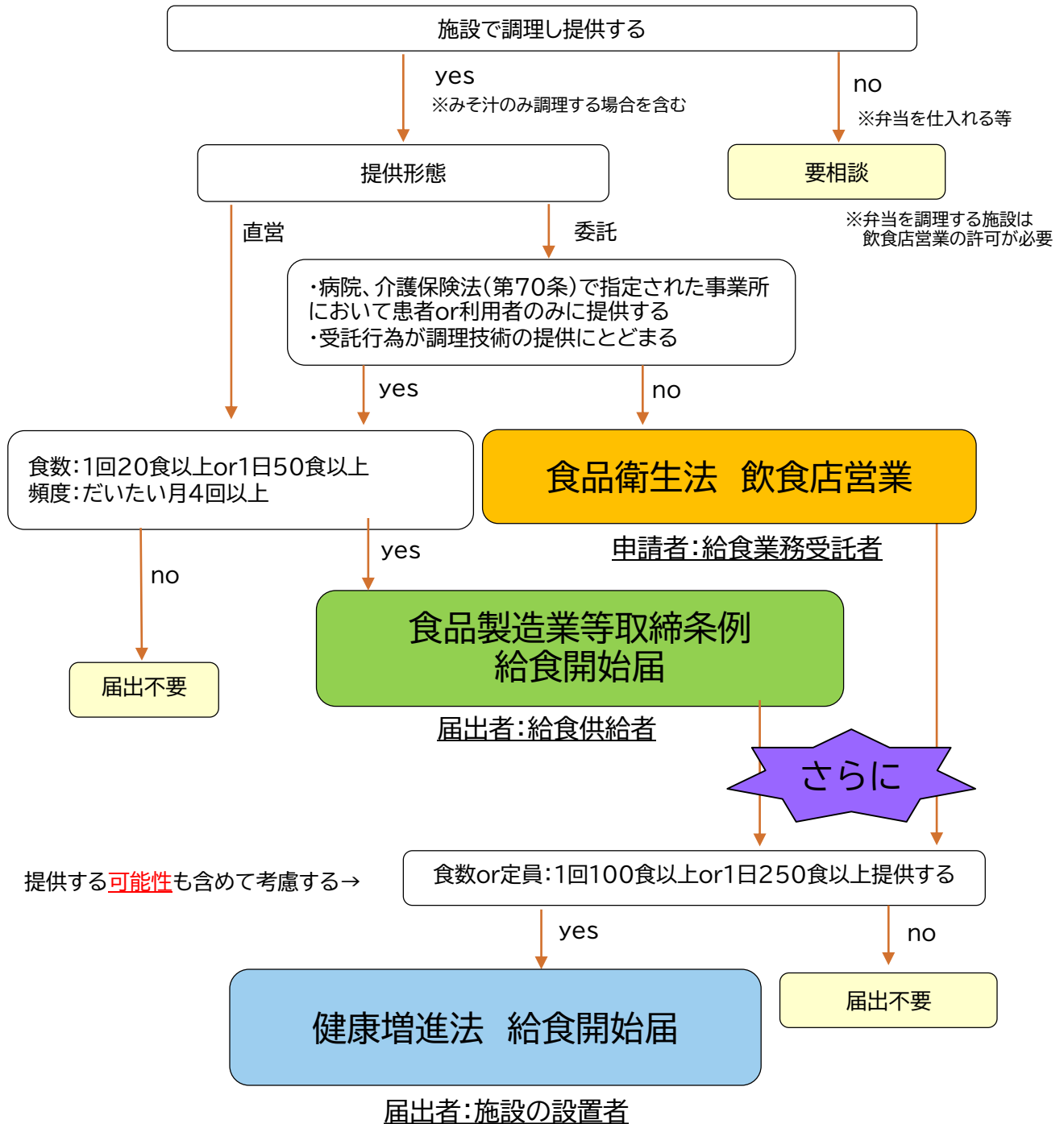
提出者: 施設の設置者

業務委託の有無にかかわらず、
1回100食以上又は1日250食以上の給食を提供している施設
(特定給食施設)

この時の食数は、利用者だけでなく職員食は含まれますが、
調理従事者が食べる食数、検食(保存食)やおやつは含まれません!

ご自身の施設はいかがでしょうか?
次ページでチェックしてみましょう!

「給食を提供したい場合の届出って？」



※「届出不要」になった施設でも任意で提出していただいている場合があります。
ご自身の施設が何を提出しているかどうか確認してみましょう！

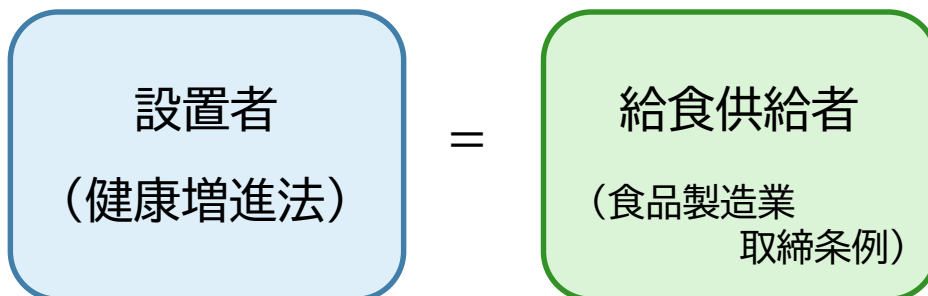
施設の設置者って？

◇設置者とは、
給食施設を設置したものをいいます。

例 市立施設 : 市長
都立施設 : 都知事
国立施設 : 所属大臣
事業所 : 会社の代表取締役
病院・福祉施設 : 開設者である、医療法人 や
社会福祉法人 の 理事長

※園長＝設置者
施設の所在地＝設置者住所 とは限りません！

◇届出種類によって呼び方は異なりますが、同じ意味です。



Contents

- 1:給食施設を開始するとき
- 2:届出内容が変更したとき
- 3:給食を休止、廃止するとき
- 4:報告の義務

届出内容の変更があった場合の届出って？

Q、理事長、食数、食品衛生責任者等、
給食開始届の内容から変更があった場合は？



A, 変更届の提出が必要になります。



先ほどの届出種類によって、変更届の様式、必要書類が異なります。
また、変更届が必要な場合と必要のない場合もありますのでご注意ください！

食品衛生 (食品製造業取締条例第5条の6第2項、食品衛生法施行規則第71条)

◇給食開始届を提出をされた場合

様式：給食供給者届出事項変更届（別記第10号様式の6）
提出期限：変更のあった日から10日以内

提出者：給食供給者

	変更事項	添付書類
1	法人名、代表者氏名又は本社所在地の変更	登記事項証明書（原本）
2	給食施設の名称変更	なし
3	供給食数の変更	なし
4	食品衛生責任者の変更	食品衛生責任者の資格を証明するもの
5	設備の概要の変更	変更部分を明らかにした図面、 設備の概要・配置図 各2通

◇飲食店営業の許可を取った場合

様式：営業許可申請事項変更届（第12号様式）
提出期限：変更のあった日から10日以内

提出者：給食業務受託者

	変更事項	添付書類
1	法人名、代表者氏名又は本社所在地の変更	登記事項証明書（原本）
2	給食施設の名称変更	なし
3	食品衛生責任者の変更	食品衛生責任者の資格を証明するもの(原本)
4	設備の概要の変更	変更部分を明らかにした図面、 設備の概要・配置図 各2通

A, 変更届の提出が必要になります。



健康増進法 (健康増進法第20条第2項)

◇給食開始届を提出された場合

様式：給食届出事項変更届(第3号様式)

提出期限：変更のあった日から1か月以内

提出者：施設の設置者

	変更事項	備考
1	法人名、代表者氏名又は本社所在地の変更	
3	給食施設の名称変更	
4	給食施設の所在地	
5	給食施設の種類	老人福祉施設→その他(有料老人ホーム)等届出の際と施設種類が代わった場合
6	給食の開始予定日の変更	
7	1日予定給食数及び各食ごとの予定給食数	許可病床数又は利用者の定数変更があり、その食数が継続される想定がある場合や大幅に食数に変更※した場合
8	管理栄養士の員数	直営、委託にかかわらず常勤管理栄養士の員数に変更になった場合
9	栄養士の員数	直営、委託にかかわらず常勤栄養士の員数に変更になった場合

添付書類はありません

※大幅に食数に変更したとは

その他の給食施設 ⇔ 特定給食施設 ⇔ 管理栄養士必置指定施設
といったように、施設規模が変更になる場合。

事例1) 食品衛生責任者の変更をしたのに 給食運営状況調査票が変更されていない!

毎年6月ごろ、保健所から「給食運営状況調査票」を郵送し、登録事項に変更がないかの調査を行わせていただいています。

その調査票は「健康増進法」に基づき調査しているため、「食品衛生法」の変更届を提出していただいても変更できないのです。皆様にはお手数おかけしますが、その際は状況調査票にて**赤字で訂正**していただきますようご協力お願いいたします。

事例2) 厨房設備の改装を行った。その場合の届出は？

食品衛生法における届出と許可で提出するものが異なります。

給食開始届

変更届と新しい図面2部を提出してください。

飲食店営業

改装の度合いにもよりますが、新規の営業許可を取得していただく必要がある場合があります。改装前に図面をもって事前相談に来所をお願いします。

Contents

- 1:給食施設を開始するとき
- 2:届出内容が変更したとき
- 3:給食を休止、廃止するとき
- 4:報告の義務

給食を廃止・休止する場合の届出って？

一定期間給食を提供しない場合にも届出を出さなければならぬの？



A, 健康増進法の給食廃止(休止)届が必要になります。

一定期間給食を休止する場合は、健康増進法の給食廃止(休止)届を提出してください。なお、再開後には給食開始届を提出する必要があります。

そのほかにも、施設自体の営業や給食の提供を廃止する場合や、施設を移転する場合に以下のとおり給食廃止届等を提出する必要があります。場合によって提出書類が異なりますので、ご相談ください。

食品衛生

(食品製造業取締条例第9条第2項、食品衛生法施行細則第13条)

1、供給を廃止した。2、移転した。3、給食供給者又は営業者が別の法人に変更した。

◇給食開始届を提出をされた場合

様式：給食廃止届

提出期限：廃止した日から10日以内

提出者：給食供給者

◇飲食店営業の許可を取った場合

様式：廃業届(営業許可書を添えて)

提出期限：廃止した日から10日以内

提出者：給食業務受託者

※2,3の場合は、新たに給食開始届の提出又は営業許可を取得する必要があります。

※休止する場合は、提出する必要がありません。

健康増進法

(健康増進法第20条第2項)

1、施設を廃止した。2、給食供給を休止した。3、設置者が別の法人に変更した。

◇給食開始届を提出された場合

様式：給食廃止(休止)届

提出期限：発生した日から1か月以内

提出者：施設の設置者

※3の場合は、新たに給食開始届を提出する必要があります。

事例1) 給食を止めずに給食委託会社を変更したい。

- 1 : 新しく運営する給食受託会社が**営業許可**を取得する。
- 2 : 以前の給食受託会社が**廃業届**を許可書とともに提出する。
- 3 : 6月の**給食運営状況調査票**にて、給食会社の訂正をする。

事例2) 給食の供給を休止し、半年後再開したい。

- 1 : 健康増進法による**給食廃止（休止）届**を提出する。
この時、理由欄に休止の理由及び再開の予定日を記載する。
※再開予定日に変更になった場合、給食届出事項変更届を提出する。
- 2 : 給食提供再開後、1か月以内に健康増進法の**給食開始届**を提出する。

事例3) 別の土地に施設を移転したい。

- 1 : 新施設の食品衛生の**給食開始届**の提出（給食提供開始後に）
又は**営業許可**を取得（給食提供開始前に）する。
健康増進法による**給食届出事項変更届**を提出する。
- 2 : 現施設の食品衛生による**給食廃止届**又は**廃業届**を提出する。

※八王子市以外に転出する場合は、事前相談してください。

Contents

- 1:給食施設を開始するとき
- 2:届出内容が変更したとき
- 3:給食を休止、廃止するとき
- 4:報告の義務

報告の義務って？

Q、給食提供で何か報告しなければならないの？



A, 「栄養管理報告書」にて報告が必要です。



特定給食施設の設置者は実施した給食内容等に関して、
年に2回(5月及び11月分)保健所に報告をしなければなりません。

(八王子市健康増進法施行細則第6条)

報告は義務です!

この報告書の項目は**栄養管理基準**に基づいた内容となっております。

栄養管理基準 (健康増進法施行規則第9条)

- 1 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体の状況、栄養状態、生活習慣等(以下「身体の状況等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 2 食事の献立は、身体の状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 3 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 4 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。
- 5 衛生の管理については、食品衛生法(昭和22年法律第223号)その他関係法令の定めるところによること。

A, 「栄養管理報告書」にて報告が必要です。



給食施設が栄養管理報告書を作成することで、
自施設の給食・栄養管理状況を見直すことができ、
施設の課題を発見することにつながります。

！ 注意点 ！

◇ 報告書の様式

施設種類により異なります。

様 式	対 象 施 設
栄養管理報告書 (保育所・幼稚園等)	幼稚園・保育所(認可)・認定こども園・その他(認証保育所等)
栄養管理報告書 (病院・介護施設等)	病院・介護老人保健施設・介護医療院・特別養護老人ホーム、 通所介護施設、その他(有料老人ホーム)等
栄養管理報告書 (特定給食施設)	上記の施設以外

◇ 提出期限

各報告月の翌月15日までに提出してください（厳守！）

5月分 → 6月1日～6月15日

11月分 → 12月1日～12月15日

◇ 提出部数

保健所へ**2部**提出願います。（別途1部を控えとして保管してください。）

- ・両面印刷された状態で提出願います。
- ・報告書の表面右上に【施設番号】の記入をお願いいたします。
(施設番号は、保健所より送付しております講習会案内封筒宛名下に記載あります。)



各様式の入手方法

◇八王子市保健所窓口（3階5番窓口）にて配布

又は

◇八王子市保健所ホームページよりダウンロード

をお願いいたします。



健康増進法届出関連の様式

八王子市保健所 特定給食施設届出

検索



食品衛生届出関連の様式

八王子市保健所 食品衛生届出

検索



栄養管理報告書の様式

八王子市保健所 栄養管理報告書

検索



提出場所

八王子市保健所 3階5番窓口(生活衛生課食品衛生担当)

※健康増進法の変更届、廃止届、栄養管理報告書は郵送でも受け付けております。

ご不明点、不安点等ありましたら
いつでもご相談ください！

八王子市保健所 生活衛生課 食品衛生担当
栄養士宛て

TEL:042-645-5115



はちおうじ食育キャラクター
「はちくん」